

会 議 録

会議名	平成 24 年度第 4 回小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成 24 年 7 月 24 日(火) 19 時 05 分～20 時 25 分	
開催場所	801 会議室	
出席者	委員	高橋委員長、中山(岳)副委員長、水谷委員、鴨下委員、野中委員、原島委員、齋藤委員、入月委員、山倉委員、曾我委員、深澤委員、小澤委員、仙澤委員、中山(恵)委員、鈴木委員
	事務局	越学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 小金井市学童保育所運営について (2)その他 3 閉会	
配布資料	・第2回会議録 ・第3回会議録(案)	
会議結果	1 会議録の確認 ・平成 24 年度第 2 回会議録は双方確認済み。 ・第 3 回会議録(案)はこれで確定としたいがどうか。(市) ・良い。(学) 2 議題 (1) あかね学童保育所の建て替えについて ・建て替え後の定員は 120 人、当初 60 人の 2 所運営を予定していたが、40 人の 3 所運営の要望があり、指導員の方でも検討を重ねてきた。現在のところ、方針として 40 人の 3 所運営を予定している。 ・平成 19 年に国のガイドラインが策定され、以降小金井では大規模化した学童保育所を分割し、2 所化により解消を図ってきた。2 所化したところでも今後子どもが減っていった場合 1 所にすることも検討していかなくてはならない。(市) ・あかね学童保育所は第三小学校敷地内にある施設なので一定の制約があるが、市としては平屋を希望している。(市) ・今後、小金井の学童保育は 40 人定員が基本となるのか。(学) ・40 人定員はあかね学童保育所に限定した話で、60 人定員が基本である。(市) ・120 人を超える定員は考えないのか。(学)	

- ・前回も説明したとおり、あかね学童保育所の定員については120人と決定している。また、条例において基準定員のおおむね10%の範囲内で入所を認めることとしている。ある程度の子どもの増加を考慮しているが、今後それ以上に増加するのであれば、その時検討することになる。今のところ、増えるという根拠がない。(市)
- ・指導員の配置はどのように考えているのか。(学)
- ・現状の職員体制で3所運営を検討しており、現状同様で考えている。
- ・建て替えに伴って、あかね学童保育所父母会からも要望が挙がっていると思うが、どのように対応するのか。(学)
- ・要望は要望と捉えている。今のところ決定事項がないのでお伝えする内容がない。決まったものがあれば、父母会の担当者に回答する。(市)

- ・あかね学童保育所の建て替え及び3所運営に伴って、「運営基準」に定員や指導員体制について定められている。運営基準は変更するのか。(学)
- ・一定の時期に変更する必要があるが、現時点ですぐに変えるつもりはない。(市)

(2) 入所希望調査について

- ・来年度の学童保育所の入所希望児童数の把握のため、例年どおりアンケート調査を行った。対象者は、現在学童保育所に入所している1～2年生(障がいのある児童は3年生)の保護者、市内の保育所や幼稚園などの年長クラスの保護者とした。(市)
- ・アンケートでは、子どもの障がいの状況や発達の状況についての記載欄も設け、来年度の入所児童を把握し、受入れ体制を整えるための検討資料としたい。(市)
- ・教育委員会では7月から就学相談を開始し、児童・生徒の就学先を保護者とともに考え、これから決まって行くこととなる。児童青少年課としては、就学先が決まっていなくとも居住する学区域と入所を希望する学童保育所を把握したい。(市)
- ・教育委員会の就学相談担当には、就学相談に来られた方で学童保育所を希望する方を児童青少年課に案内していただくようお願いをしている。
- ・今年、たまむし学童保育所、たけとんぼ学童保育所で障がいのある児童について障害児枠を超えて受け入れているが、どんな様子か。(学)
- ・奮闘しているが、特段問題はない。(市)

(3) 来年度の予算要望について

- ・毎年、学保連で要望を出しているがどのように予算に反映されるのか。(学)

- ・学保連からの要望は、全学童保育所に関する要望事項として出していただけたらと思う。要望事項については検討していき、予算措置に基づき執行していく。(市)
- ・来年度予算要求に合わせ、課としても各学童保育所から施設修繕などの要望をこれからまとめていく。父母会の方でも学童保育所ごとの個別の要望があれば各学童保育所の指導員にお伝えしていただければ良いと思う。(市)

(4) 年少扶養控除廃止に伴う保育料について

- ・年少扶養控除の廃止により保育料に影響があるが、学童保育育成料についての予定は。(学)
- ・本市の学童保育育成料は、前年の市民税課税標準額を算定基礎にして5段階としている。したがって、平成25年度の育成料から影響が出る可能性があるが、仮に今年度と同所得であった場合、9,000円の育成料の方は影響がない、非課税の方も市民税の非課税基準は改正前と同じなので影響ない、3,000円から7,000円の3段階についても、課税標準額の幅が150万円か200万円なので33万円の控除額の影響を受けて月額区分が変わる可能性はあるが、受益者負担を原則に考えている。このような状況のもと参考に他市の状況を申し上げれば、他市は一律定額が多く、その場合は控除廃止を考慮しないことになる。育成料の平均額をみると他市と比較しても大差はない、よって何かを変更する予定はない。(市)
- ・保育料に比べると算定基準に幅があり、仮に影響があっても月額2,000円のため問題はないと考える。(学)

次回は、9月20日(木)19時から、801会議室。